

【資料 3】

第 1 回審査会（2 月 16 日）における事務局への質問・意見等と回答

No	質 問 ・ 意 見 等	事 務 局 回 答
1	環境影響評価項目の選定について	<p>火力発電所の環境影響評価方法書等の作成にあたっては、経済産業省令に則り進められております。</p> <p>本事業もこの省令に基づき、評価項目を選定したものと理解しております。</p> <p>ただし、この省令に従って進められれば良いというのではなく、地域特性を踏まえ、本事業が千葉市の環境へ与える影響を検討し、必要であれば千葉市長意見に評価項目の追加を盛り込まなければならないと考えております。</p> <p>資料として、省令の解説書として経済産業省が公表している「発電所に係る環境影響評価の手引」の評価項目の選定に係る抜粋をお示ししました。また、他事例の紹介として、「JFE 千葉西発電所更新・移設計画」及び「東京電力川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画」の環境影響評価方法書に係る経済産業省の審査書の抜粋をお示ししました。</p>
2	評価項目選定にあたり千葉火力発電所の資料引用の妥当性について	<p>方法書に記載されている千葉火力発電所の調査結果は、事業地域を含んだもので、地域概況を把握できる資料であり、事業者は評価項目選定にあたり、千葉火力発電所の調査結果を補助的に活用しております。</p> <p>さらに、事業者が調査実施から時間が経過している千葉火力発電所のデータを予測に用いる場合には、データの妥当性を確認するものと事務局は認識しております。</p>